

# 企画競争実施の公示

令和6年2月9日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

本企画競争実施に掛かる契約相手方の決定及び契約締結の条件は、令和6年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達された場合とする。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度 信濃川下流総合水防演習運営補助業務

### (2) 業務目的

本業務は、令和6年5月26日（日）に予定している「令和6年度 信濃川下流総合水防演習」（以下「演習」という。）の会場において、演習参加者が防災に関する行動、情報、災害対応等について、効率的・効果的に演習ができ、防災等の行動を理解することができるような演出。進行管理などの運営補助を行うものである。また、映像・音響の配信及び装置の設営や会場設営等を行うものであり、詳細は仕様書によるものとする。

### (3) 予定履行期間

契約締結の翌日から令和6年8月30日まで

## 2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 本件を実施するにあたり、全体を管理する管理担当者を1名置くものとし、当該管理担当者については変更しないものとする。ただし、特別な事情により変更がある場合に、担当職員等の承認があった場合はこの限りではない。
- (7) 業務実績に関する要件  
企業及び配置予定管理技術者は、平成26年度以降公示日までに完了した業務において、以下の同種又は類似業務の実績を1件以上有すること。令和5年度完了予定も対象に含む。  
同種業務：国の機関、都道府県、政令市または市町村が行う「水防訓練又は演習」、又は「防災訓練又は演習」の運営又は運営補助業務  
類似業務：国の機関、都道府県、政令市または市町村が行う「シンポジウム」、「フェスティバル」又は「式典」の運営又は運営補助業務
- (8) 業務実施体制に関する要件  
業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。  
① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- (9) 企画競争に係る説明書の交付を直接受けた者であること。  
**※ 交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。**  
**・当局からCD-R等の記録媒体または郵送により交付を受けた者**  
**・電子メールによる交付を受けた者（着信確認のメールを行うものとする。）**
- (10) 申請書等に参考見積書（任意様式）を提出した者であること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号  
国土交通省北陸地方整備局 総務部 契約課 購買係  
電話：025-370-6647（内線 2536）  
電子メール：hokuriku-geps@hrr.mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和6年2月9日から令和6年2月29日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

交付場所：3. (1)に同じ。

交付方法：電子メールによる交付希望者は 3. (1)の電子メール宛てに交付希望の旨を送信し、着信確認を実施すること。紙による交付希望者は、CD-R等の記録媒体(USBメモリ等のディスク以外の記録媒体は不可)を持参のうえ、3. (1)に備付の交付専用パソコンから、電子データを保存し、交付を受けること。なお、郵送希望者はCD-R等の記録媒体を返送用の封筒(切手添付)とともに3. (1)宛てに送付すること。  
説明書の交付を希望する場合は、予め3. (1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年2月29日17時00分 3. (1)に同じ。

郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は電子メールによること。

(4) 説明会の日時及び場所等

本契約については、関係法令の定めるものの他、説明書により履行するものとし、説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

本契約については、関係法令の定めるものの他、説明書により履行するものとし、ヒアリングは実施しない。

4. 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 評価テーマに対する企画提案書

(2) 配置予定管理技術者の同種又は類似の業務の実績

(3) ワークライフバランス等の推進に関する指標

(4) 参考見積

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。な

(4) その他の詳細は説明書による。